



復興庁

Reconstruction Agency

# 平成28年度 税制改正要望概要

平成 27 年 8 月  
復興 庁

# 平成 28 年度復興庁税制改正要望項目

平成 27 年 8 月  
復 興 庁

## 1. 復興特区関係

- (1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和
- (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長
- (3) 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）の延長及び要件の緩和
- (4) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長
- (5) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の延長

## 2. インフラ整備等関係

- (1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の創設
- (2) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の延長
- (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の延長
- (4) 特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の延長

## 3. 被災代替資産関係

- (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長
- (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長
- (3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

## 4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 機構の事業税の資本割の特例措置の延長
- (2) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

## 1. 復興特区関係

### (1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和

<復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望>

[所得税、法人税]

機械・装置及び建物等の特別償却（機械・装置 50%（福島県：即時償却）、建物・構築物：25%）又は税額控除（機械・装置 15%、建物・構築物 8%）の適用期限を5年間延長。また、建築物整備事業による建物及びその附属設備が満たすべき要件を緩和。

### (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長

<復興庁 要望>

[所得税、法人税]

事業所における被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる措置の適用期限を5年間延長。

### (3) 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）の延長及び要件の緩和

<復興庁、経済産業省 共同要望>

[法人税]

新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）の適用期限を5年間延長。また、指定を受けようとする年度の設備投資要件について、複数年度（最大3年）の設備投資額の合計が現行の額を満たした事業年度から再投資等準備金の積立額を損金算入できるよう要件を緩和。

### (4) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長

<復興庁 要望>

[所得税、法人税]

開発研究用資産の即時償却及び当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用し税額控除できる措置の適用期限を5年間延長。

### (5) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の延長

<復興庁 要望>

[所得税]

地域の課題の解決のための事業を行う株式会社により発行される株式に対する出資に係る所得の課税について、寄付金控除を行う措置の適用期限を5年間延長。

## 2. インフラ整備等関係

### (1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の創設

<復興庁、国土交通省、農林水産省 共同要望>

[登録免許税、不動産取得税]

防災集団移転促進事業により買収された公有地を一体的に利活用するため、利活用する区域内にある民有地と、当該区域外にある公有地を交換する場合、登録免許税と不動産取得税を非課税。

### (2) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の延長

<復興庁、国土交通省 共同要望>

[所得税、法人税]

防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる旨の証明を受けた土地及び建物等を地方公共団体へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(5,000万円)の適用期限を3年間延長。

### (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の延長

<国土交通省、復興庁 共同要望>

[所得税、法人税]

特定住宅被災市町村の区域内において、東日本大震災の復興事業の用に供するために土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除(2,000万円)の適用期限を5年間延長。

### (4) 特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の延長

<復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望>

[所得税、法人税]

①被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外への買換え、②被災区域外から被災区域内への買換え等について、資産の譲渡をして、事業の用に供する資産を取得等した場合、当該譲渡資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)ができる特例措置等の適用期限を5年間延長。

### 3. 被災代替資産関係

#### (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

<復興庁、経済産業省、国土交通省、農林水産省 共同要望>

[所得税、法人税]

東日本大震災被災により、①滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、②取得等をして被災区域内で事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等における特別償却（建物・構築物 12%、機械・装置等 24%（中小企業の場合））の適用期限を3年間延長。

#### (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

<復興庁、経済産業省、国土交通省 農林水産省 共同要望>

[固定資産税]

東日本大震災被災により、滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を3年間延長。

#### (3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

[自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税]

<復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望>

東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置の適用期限を3年間延長。

また、消費税10%への引上げ時に自動車取得税が廃止され自動車税に取得時の環境性能割が導入された場合においても環境性能割を非課税。

### 4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

#### (1) 機構の事業税の資本割の特例措置の延長

<復興庁 要望>

[事業税]

機構の法人事業税の資本割の特例措置（課税標準となる資本金等の額を20億円とする）の適用期限を5年間延長。

#### (2) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

<金融庁、復興庁 共同要望>

[所得税]

合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の資産譲渡について、譲渡益を非課税とする特例措置の適用期限を3年間延長。